

じんけんわくわく冬まつり外国料理キッチンカー募集要綱

1 目的

障害のある人や外国人等に対する偏見や差別を解消し、共生社会を実現するため、公益財団法人滋賀県人権センター（以下「センター」という。）が共催する『県民のつどい』にあわせて、子どもを対象とした啓発事業（ボッチャ体験、車いすダーツ体験、外国料理販売ブースおよび外国の文化、歴史等紹介ブース）を実施します。

このうち、外国料理販売のブースにおいてキッチンカーにより販売する出店者（以下「出店者」という。）4店舗を募集します。ただし、新規出店者および多くの国の料理を提供する観点から、昨年度出店した韓国料理およびブラジル料理、トルコ料理以外を優先します。

また、当日、隣接するイベントにおいて販売される予定のカレーライス、ラーメンおよび和食を除きます。

参考に、2024年度に開催したじんけんわくわく冬まつりの参加者数は、ボッチャ体験、車いすダーツ体験、民族衣装体験および外国料理販売ブースをあわせ、延べ772人でした。

2 実施日および場所

(1) 実施日時（販売日時）

2025年12月7日（日）10時から14時まで

ただし、搬入時間は9時以降、撤収時間は15時までとします。

(2) 販売場所

滋賀県米原市下多良三丁目3番地

米原市米原学びあいステーション正面玄関付近

ただし、出店位置はセンターが決定し、1事業者のスペースはキッチンカー1台分（小型車）とします。なお、設置場所に限りがあるため、中型車および大型車はお断りする場合があります。

3 センターが準備するもの

（いずれも屋外飲食の共用スペースとし、キッチンカー付近に設置します。）

(1) テント 4張

(2) 机 10台

(3) 椅子 30脚

4 出店者が準備するもの

前項以外に必要な設備等については、出店者が準備をしてください。なお、発電機等、火気類および燃料等危険物（以下「火気等」という。）を使用する場合は、セ

ンターにおいて消防署への届け出を行いますので、「申込書」に記載してください。
なお、火気等を使用する場合は、必ず消火器を設置してください。

5 費用負担

出店料は無料です。その他の運営に要する費用は全て出店者の負担とします。

6 申込資格

出店者は、販売場所にて、キッチンカー内で調理して食品を販売する者、または調理済みの食品を販売する者で、次の事項をすべて満たす者としてします。

- (1) 滋賀県内において県内一円の営業許可を有し移動販売車による営業を行う者
- (2) 関係法令を遵守し、必要な許認可等の手続きについては出店者の責任および負担にて実施すること。
- (3) 当該事業の出店に関連する法令に違反がなく、申請書提出時より過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。
- (4) 加工品等の販売を行う場合は、営業許可等を受けた施設において製造し、適正な表示をすること。
- (5) 滋賀県税の滞納がないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (7) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

7 事業者の決定

- (1) 申込資格を満たす出店者のうちから本要綱に基づき以下の選定基準により審査し、出店者を決定することとします。

〔選定基準〕

- ・ カレーライス、ラーメンおよび和食を除く（隣接するイベントにおいて販売するため）
- ・ 申込書に記載されたメニューおよび価格

- (2) 出店者の決定は、提出期限後2週間以内に電話、FAX およびメール等により申請者あて連絡します。

8 遵守事項

出店者は次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 販売場所の清掃は出店者の責任のもとに行うとともに発生したごみは持ち帰り環境美化に努めること。
- (2) 販売品には、関係法令で定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格

を明示すること。

- (3) 販売場所付近にごみ箱を設置し、容器および食べ残し等を回収すること。(ただし、センターが設置するテント内の共用のごみ箱を除く。)
- (4) 食品衛生関係法令を遵守し、保健所の指導に従うこと。
- (5) 酒類の販売は行わないこと。
- (6) 天候悪化等の事情により、センターがやむを得ず危険回避のため撤去命令等の指示を行ったときは従うこと。
- (7) 関係法令等を遵守し、センターおよび施設管理者の指示に従うこと。
- (8) 本事業が実施される場合においては、雨天等であっても出店すること。
- (9) 出店決定後、やむを得ない事由により出店をキャンセルする場合は、2025年11月7日(金)までにセンターあて文書にて提出すること。(様式任意)

9 管理運営

販売品および売店備品の管理は出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、センターは一切の責任を負わないものとします。

10 事故発生時の対応

事件または事故が発生したときは、販売責任者は初期対応にあたるとともに、センター職員へ直ちに連絡し、その指示に従ってください。

11 許可の取り消し

センターは、事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに出店を中止し、撤去命令を行うことができます。この場合において、出店者はセンターに対して損害賠償を請求することはできません。

- (1) 関係法令および本要綱に違反したとき。
- (2) 申込書の内容に虚偽があった場合および公序良俗に反する行為があったとき。
- (3) 保健所および消防署からの指示があったとき。
- (4) センターが売店の運営管理において不適當と認めたとき。

12 原状回復

出店者は販売終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し原状回復後、センター職員の検査を受けてください。

13 賠償責任

出店者が第三者に損害を与えた場合および第三者から損害を受けた場合または事故等があった場合には直ちにセンター職員にその状況を報告し、出店者の責任において処理解決してください。この場合、センターは一切の責任を負いません。

なお、損害賠償に備え、損害保険等への加入を推奨します。

14 補填および補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でもその損害をセンターに請求することはできません。
- (2) 出店者は、天候不良、自然災害その他センターにおいて予測できない理由により、出店が中止または縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等をセンターに請求することはできません。

15 その他

当日、7時の時点で、県内いずれかの地域に「特別警報」および「暴風警報」が発令されている場合は中止とします。

16 受付期間

2025年6月9日（月）～2025年7月18日（金）まで

下記17の書類をセンターあて郵送、FAX またはメールのいずれかの方法で提出してください。

なお、FAX およびメールで送信する場合は、送信後に到着確認のため必ずセンター担当者あて電話で確認してください。

17 提出書類および提出先（問い合わせ先）

(1) 提出書類

- ・ 申込書（様式）
- ・ 許可証等の写し（食品営業許可等）
- ・ キッチンカーまたは店舗のチラシがある場合は提出してください。

(2) 提出先

〒520-0801

滋賀県大津市におの浜四丁目1番14号

TEL 077-522-8253

FAX 077-522-8289

MAIL hikari@mx.bw.dream.jp

公益財団法人 滋賀県人権センター 担当：河口、角